



監査パートナーに関する情報開示 : 実証研究のレビュー

高田, 知美

(Citation)

國民經濟雜誌, 220(2):77-97

(Issue Date)

2019-08-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041853>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041853>



監査パートナーに関する情報開示： 実証研究のレビュー

高 田 知 実

国民経済雑誌 第 220 巻 第 2 号 抜刷

2019 年 8 月

監査パートナーに関する情報開示： 実証研究のレビュー

高 田 知 実^a

本稿は、監査品質を左右する要因として、パートナー・レベルの情報に着目した先行研究をレビューする。近年は、監査品質に関連する情報の開示が進み、パートナー・レベルの情報が開示されるケースも多くなってきた。日本では、パートナーに関する情報開示が国際的に広がるよりもはるか前から、監査報告書においてパートナー名が公表されているという制度的な特徴がある。本稿の目的は、パートナーに関する情報開示に関連する最新の研究をレビューすることで、他国の先行研究で十分に取組まれていない、あるいは日本でも検証する必要がある研究課題を見出すための材料を提供することである。

キーワード 監査パートナー、監査の品質、情報開示、監査制度

1 問 題 提 起

近年、監査品質に関連する情報開示の議論と実務が進んでいる。中でも、本稿では、監査の品質を複数の側面から定量的に捉え、それらの情報を一般に開示するという AQI（Audit Quality Indicator）開示に関する議論（PCAOB, 2015；日本公認会計士協会, 2018等）に注目する。特に、パートナー・レベルでの情報開示が進んできた現状に鑑み、本稿では、そのような情報が学術研究においてどのように利用され、学術的な知見の蓄積に貢献しているのかを明らかにするため、近年の実証研究をレビューする。

本稿のレビューは、高田（2013）及び Lennox and Wu（2018）に関連している。高田（2013）は、当時、監査業務の責任者であるパートナーの名前を公表するか否かの議論の渦中にあったアメリカでの議論をみながら、当該議論に関連する先行研究をレビューした。一方、Lennox and Wu（2018）はパートナー・レベルでの情報開示が国際的に浸透している状況を前提に、それまでの研究によって明らかにされてきた分析結果をレビューし、要約したものである。本稿では、高田（2013）が2012年までの研究をレビューしていることを受け、

a 神戸大学大学院経営学研究科, takada@pearl.kobe-u.ac.jp

2013年以降に公表された論文を対象にする。また、Lennox and Wu (2018) がレビューした研究もフォローしながら、2018年末までに会計・監査分野の主要な学術誌に公表された論文をレビューの対象とする。先行研究では、公表データ、内部者から得られる機密データ、実験データ、アンケート調査、インタビュー調査などによって、パートナーに関する分析が様々な方法で実施されている。そのうち、本稿は公表データを用いた先行研究のみをレビューの対象とする。また本稿では、インセンティブや属性といったパートナーの監査品質を取り巻く要因ごとにレビューを行った Lennox and Wu (2018) とは異なり、AQI の開示や監査報告書における業務パートナー名の開示といった制度的な開示の枠組みに合わせてレビューを行う。パートナー・レベルの分析は、パートナーの名前が監査報告書で公表されている台湾、中国、オーストラリアの研究が先行し、近年では欧州諸国の研究も増えている。日本では、かねてよりパートナー名が監査報告書で公表されているため、本稿におけるレビューは、日本企業を分析対象とした場合の研究機会を提示することになると期待している。

以下、第2節では、PCAOB (2015) による AQI の枠組みに依拠して、いくつかの指標に関連づけて先行研究をレビューする。続く第3節では、監査報告書におけるパートナー名の開示との関わりが強い先行研究をレビューする。これら2つの視点を分ける理由は、まず、AQI 開示に関する議論と、監査報告書における業務パートナー名の公表制度が異なる議論の背景を持っていることにある。さらに、パートナー単位での分析は、長らく監査分野で議論されてきた歴史のある諸問題（作業負担、業種特化、関与期間の長さ）を扱う研究と、学歴や性別、年齢といった監査分野に特化しない一般的な「人」を単位とする属性を扱う研究に大きく分かれ、前者は AQI の議論と、後者はパートナー名の公表の議論との親和性が高いためである。最後に、第4節で要約と今後の展望を述べる。

2 AQI の各指標に関連する実証研究

表1は、PCAOB (2015) による AQI 候補の一覧である²⁾。本節では、PCAOB (2015) による AQI に関連づけて、先行研究で得られた結果をレビューしていく。なお、本節と次節では、監査品質を捉えるための代理変数として様々な指標（利益の品質指標、監査意見等）が用いられている先行研究をレビューするが、紙幅の都合もあり、個別の代理変数が選択されている背景や解釈については、その詳細は説明しない。指標に関する議論については、DeFond and Zhang (2014) が詳しい。

表1 PCAOB (2015) によって提案された AQI の候補一覧

監査人	利用可能性	1	スタッフの比率
		2	パートナーの作業負担
		3	マネージャー及びスタッフの作業負担
		4	専門的な会計及び監査のリソース
		5	専門的な技能及び知識を有する者
	能力	6	監査専門要員の経験
		7	監査専門要員の業種における経験
		8	監査専門要員の交代・離職
		9	サービスセンターで行われる監査作業の量
		10	監査専門要員1人当たりの研修時間
	フォーカス	11	監査時間とリスク領域
		12	監査の各段階における監査時間の配分
監査プロセス	リーダーシップ	13	監査専門要員に対する独立的な調査の結果
	動機	14	品質の評価と報酬・給与
		15	監査報酬、努力、クライアントのリスク
	独立性	16	独立性に関する要求事項の遵守
	インフラ	17	監査品質を支えるインフラストラクチャーに対する投資
		18	監査事務所による内部の品質管理レビューの結果
		19	PCAOB による検査の結果
		20	専門的能力のテスト
監査結果	財務諸表	21	虚偽表示による財務諸表の修正再表示の頻度と影響
		22	不正及びその他の財務報告の不祥事
		23	財務諸表の品質の測定指標を利用した監査品質の測定
	内部統制	24	内部統制の不備の適時な報告
	継続企業	25	継続企業に関する問題の適時な報告
	コミュニケーション	26	監査委員会メンバーに対する独立的な調査の結果
	執行と訴訟	27	PCAOB 及び SEC による懲戒処分等
		28	民事訴訟の傾向

2.1 パートナーの作業負担 (AQI 2)

PCAOB (2015) でこの指標は、時間で計測したパートナーの作業負担を捉える指標であるが、パートナーによる作業負担、あるいはインプットという意味で先行研究では、大きく分けて2通りの研究が行われている。1つが、担当するクライアント数や規模でウェイト付けされた負担が、監査品質に及ぼす影響を分析する研究であり、他方は、複数のパートナーによる業務の担当（分担）が、監査品質に及ぼす影響の分析である。

パートナーの作業量についての研究は、過重な作業負担により、監査品質が損なわれているか、という点に問題意識がある。これについて、Sundgren and Svanström (2014) は、スウェーデンの非公開である倒産企業を対象にして、倒産前における GC 開示（継続企業の前提に関する開示）との関係を分析した。そして彼らは、対数変換したクライアント数が多いパートナーであるほど、倒産企業のクライアントに対して事前の GC が開示されないことを発見した。これは、パートナーの過重な作業負担により、監査品質が損なわれていること

を示す結果である。また、マレーシア企業を分析対象とした Lai et al. (2018) も、担当するクライアント数が多いほど、監査品質（総会計発生高または異常会計発生高）が低くなるという結果を示しており、Sundgren and Svanström (2014) と整合している。

一方、Goodwin and Wu (2016) は、パートナーの作業負担を分析対象にしているが、一般的な問題意識とは異なり、均衡においては、担当可能なクライアント数はパートナーの能力に応じてコントロールされているはずであると考えた。もしそうであるならば、作業負担と監査品質には有意な関係が観察されないはずである。Goodwin and Wu (2016) は監査の品質指標（異常会計発生高と GC の開示）と、2 通りに捉えたパートナーの作業負担に関する変数との関係を分析した。パートナーの作業負担に関する変数は、対数変換したクライアント数と、クライアントの売上高でウェイト付けした値の 2 つである。そして、1999 年から 2010 年までの彼らのサンプル期間全体としては、パートナーの作業負担と監査の品質指標には有意な関係がないことを明らかにした。ただし、大手事務所の 1 つが崩壊し、法令の厳格化が行われた 2002-2004 年の間には、パートナーの作業負担増加と監査品質低下の関係が観察されており、彼らはこの結果について、監査市場の混乱のもとで生じた不均衡によるものと解釈している。以上のように、パートナーの作業負担（忙しさ）と監査品質の関係については、結果がやや混在している。

一方、Ittonen and Trønnes (2015) は、複数パートナーによる作業の担当（分担）が監査品質に及ぼす影響を分析している。国際的には、1 つの監査業務に対して配置される監査パートナーは 1 人であることが標準的であるが、複数パートナーが監査業務を担当するという実務もいくつかの国で存在する。具体的には、スウェーデンとフィンランドでは 1 人か 2 人 (Ittonen and Trønnes, 2015) のパートナーが 1 つの監査業務に対して配置されるという。このように、担当するパートナー数が業務間で異なる場合、インプット量の違いによって監査品質や報酬が影響を受けるかもしれない。2 人の視点があることによってより注意深く、あるいは異なる専門性が統合されたより精度の高い監査が実施されるかもしれないが、2 人のうち 1 人が手抜きをして実質的に 1 人で監査している状況と変わらない、または意見の対立が生じてしまっただけで監査の精度が低くなるかもしれない。また、同じ事務所であっても、異なる地方事務所から寄せ集められた 2 人のパートナーが業務を担当する場合と、同じ地方事務所の 2 人が担当する場合では結果が異なる可能性もある。分析の結果、Ittonen and Trønnes (2015) は、1 人で業務を担当する場合よりも 2 人で担当する方が監査品質が高いこと、その傾向は、同じ地方事務所から 2 人のパートナーが選出されている時に観察されることを発見した。また、監査報酬の分析では、異なる地方事務所から 2 人のパートナーが選出されている場合に、報酬が低くなる傾向があることが明らかにされた。

2.2 監査専門要員の経験（AQI 6）

PCAOB（2015）においてこの指標は、監査業務の継続従事年数（テニユア）と、会計プロフェッショナルとしての経験年数という2種類の尺度を捉えるものである。前者の指標に関する研究は、パートナーのローテーション制度とも関わりが強いことから幅広く分析されており、研究の蓄積も厚い。後者についても、幾つかの先行研究が存在する。

監査人のローテーションの問題は、事務所レベルとパートナー・レベルの両方、またはどちらか一方を規制対象とすべきかという観点のもとで様々に議論されている。問題として頻繁に言及されるのは、関与期間が長くなることによってクライアントとの親密度が高くなり、意図的であるか否かに関わらず、クライアントに有利な判断を監査人がしてしまう、または慣れによって監査判断や手続に歪みが出てしまう可能性が高まることである。しかし、クライアントに対する知識が浅い状況で行う監査は、知識不足による問題も生じさせることになる。そのため、関与期間の長期化がもたらす影響は、いわば諸刃の剣といえ、規制などの策を講じるのが難しい属性をもっている。しかし、関与期間が長期化することによる問題を抑止するためには、定期的な交代、つまりローテーションが有効であると考えられており、国際的に発生したいくつかの会計スキャンダルを経て、2000年代前半には、パートナーの強制的ローテーションが各国で導入された。パートナーのローテーションに関する研究は、当該制度の有効性や是非を問うという意識で実施されているものが多い。

まずは、国際的な監査制度及び学術研究に対する影響力が強いアメリカ企業の分析をみていこう。Litt et al. (2014) と Sharma et al. (2017) は、規制の影響を受けたアメリカのセッティングを利用することで、パートナーの情報を入手せずにパートナー・ローテーションの問題を分析したユニークな研究である。アメリカでは、1970年代から、公認会計士協会による自主規制として、7年ごとにパートナーのローテーションが要求されていた。しかし、アメリカにおけるパートナーのローテーション制度は、Sarbanes-Oxley Act of 2002（以下、SOX 法とする）以降、アメリカ証券取引委員会（SEC）による要請のもとで厳格化され、2003年5月6日以降、5年ごとにパートナーのローテーションが強制されることになった。このセッティングを利用し、Litt et al. (2014) と Sharma et al. (2017) は、2000年から2004年の間に監査事務所を変更し、その後10年間事務所を変更しなかった企業のみを分析対象として、パートナーのローテーションが監査品質に及ぼす影響を分析したのである。具体的には、事務所を変更してから次の5年間で1人目の業務パートナーが交代するという前提のもとで分析を実施している。

分析の結果、Litt et al. (2014) はローテーションが生じた直後の2年間に財務報告の品質（監査品質の代理変数）が低下する傾向があること、その影響は大手事務所の規模の大きなクライアント、及び大手以外の事務所のクライアントにおいて、特に観察される傾向である

ことを明らかにした。一方、Sharma et al. (2017) では、監査品質に及ぼす影響を監査報酬と監査報告書提出の遅延というコスト面から捉えて分析している。Sharma et al. (2017) の結果によると、大手事務所はパートナーのローテーション後に監査報告書の提出日が遅くなる傾向にあり、大手以外の事務所は、監査報告書の提出日が遅くなるだけでなく、監査報酬の増加も観察されるということであった。Litt et al. (2014) と Sharma et al. (2017) の結果を統合すると、パートナー・ローテーションは、財務報告の品質を低下させるとともに、クライアントが負担する監査費用の増大や監査報告書の遅れとも関係しており、監査の品質を向上させることが目的であるローテーション制度に反する結果である。

しかし、同じアメリカの監査市場に着目した研究でも、パートナーのローテーションについて、様相の異なる実証結果を提示している研究も存在する。SEC と企業の間でやり取りされるコメント・レターを根拠資料として実際のパートナーの交代を識別した Laurion et al. (2017) と非営利目的の組織を分析対象にした Fitzgerald et al. (2018) による研究である。Laurion et al. (2017) によると、SOX 法のもとで、SEC は登録企業に対して定期的に年次報告書のレビューを実施するが、当該レビュー結果に対する企業からの返信には、パートナーに対するカーボンコピー (CC) が付けられている場合がある。したがって、同じ企業からの返信について、異なるパートナーに CC が送られていたとすれば、それによってパートナーの交代を捉えることができる。この識別方法は、自発的なローテーションと強制的なローテーションを峻別できない点に問題はあるが、Litt et al. (2014) と Sharma et al. (2017) とは異なり、実際のパートナー名を追いかけている点でアドバンテージがある。Laurion et al. (2017) は、ローテーションの後に、決算の修正再表示 (restatement) の (発生確率ではなく) 摘発率や報告率が上昇すること、及び過去の取引に関連する引当金の計上額が増加することなどを発見した。これらの発見事項は、ローテーションによって交代したパートナーが新たな視点で監査を実施できた可能性を示唆しており、パートナー・ローテーションの有効性を裏付ける結果となっている。

ここまでみてきたアメリカに関する分析が限られたサンプルでの分析であったのに比べ、Fitzgerald et al. (2018) は、幅広いサンプルを分析対象にしている。しかし、彼らの分析対象は非営利目的の組織であり、営利目的の上場企業を分析対象としていた上記3つの研究とは対象が異なる。彼らの研究では、非営利目的団体 (の監査人) が、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を開示することに注目し、当該報告の傾向や誤りとパートナーの継続期間や交代との関係が分析されている。³⁾ Fitzgerald et al. (2018) の分析結果によると、パートナーの継続期間が長くなるほど、(1) 財務報告に係る内部統制の有効性についてより厳しい意見が表明される割合は低く、(2) 内部統制の有効性に関する問題を示す意見が出されることなく財務報告の訂正が行われる割合が高くなるという。これらは、パートナーの継続期間が長

くなるほど、監査品質が低下することを示す結果である。

アメリカ以外では、オーストラリア企業に関する研究がいくつか進められた。まず、Azizkhani et al. (2013) は、パートナーのローテーションが強制でない時期を中心的な分析対象期間（1995-2005年）とし、パートナーの継続期間と自己資本コストとの関係を分析した。そして、Azizkhani et al. (2013) はパートナーの継続期間と自己資本コストは、大手以外の事務所でのみ、U字型の非線形の関係にあることを明らかにした⁴⁾。同じオーストラリア企業に関する分析であるが、Stewart et al. (2016) は、パートナーの強制的交代が7年から5年に厳格化された2006年以降となる2007年からが分析期間となっている。彼らの分析主眼は、自発的または強制的なパートナーの交代の後、監査報酬が増額するか否かである。分析により、全体の傾向としてパートナーの交代後に監査報酬は増加するが、それは特定企業についてより強く観察されることが明らかとなった。すなわち、(1) 大規模な国際的企業の場合には自発的及び強制的ローテーションの両方で、(2) 小規模な国内的企業の場合には自発的ローテーションでのみ、報酬の増加傾向が観察されるという。

最後に、会計プロフェッショナルとしてのパートナーの経験が監査品質とどのように関係しているかを分析した研究をみていこう。Cahan and Sun (2015) は中国を対象に、パートナーの実務経験の長さ（異常会計発生高）及び監査報酬との関係を分析した。一般的に言って、専門家としての経験の長さは能力を高めることにつながるため、実務経験が長いほど監査品質は高く、より多くの報酬を受け取ることが予想される。Cahan and Sun (2015) はその予想に整合して、パートナーの実務経験の長さ、監査品質及び監査報酬には正の有意な関係があることを明らかにした。また、Chi et al. (2017) は、台湾を対象に、パートナーの同職位における経験年数が監査品質に影響を及ぼすかを分析した。そして彼らは、あるクライアントを担当する前にパートナーとしての経験が長いほど、クライアントの異常会計発生高は小さく、借入金の利息も小さくなるという結果を提示したのである⁵⁾。これら2つの研究の結果は、パートナーの専門家としての経験が、監査品質の向上に寄与することを示している。

2.3 監査専門要員の業種における経験（AQI 7）

PCAOB (2015) においてこの指標は、ある業種における経験年数を捉えるものである。一方、これまでの先行研究において業種特化（industry specialization）の指標として用いられがちなのは、ある業種に属するクライアントをより多く担当しているという状況、つまり占有度合いである⁶⁾。つまり、PCAOB (2015) によるAQIが経年的な経験を捉えようとしているのに対し、学術研究の多くはある時点でクロスセクションにみた場合の占有度であり、視点が異なっている。この点に注意が必要であるが、業種特化についてはパートナー・レベ

ルでの分析が進んでいる研究の1つである。先行研究における問題意識は、事務所全体や地方事務所単位の業種特化が監査品質に影響しているという、それ以前の研究の蓄積と関連していることが多い。つまり、これまでの研究で観察されていた業種特化と監査品質に関する正の関係（業種特化しているほど監査品質が高い）は、パートナー・レベルの業種特化をコントロールしても観察されるか、という研究意識である。

上記の研究意識を共有している研究に、Chin et al. (2014)、Goodwin and Wu (2014)、及び Hsieh and Lin (2016) がある。Chin et al. (2014) は台湾を分析対象とし、パートナーによる業種特化と、シンジケート・ローンにおける情報の非対称性の関係を分析した。彼らは、監査品質が高いほど、シンジケート・ローンが組織されるときに生じる情報の非対称性の問題が軽減されるという先行研究の結果を基礎として、パートナーの業種特化とシンジケート・ローンに関わる情報の非対称性の程度を代理する変数（幹事金融機関の保有比率、関与する金融機関の数）との関係を検証した。そして、パートナーが業種特化している場合、及びパートナーと事務所が業種特化している場合には、シンジケート・ローンにおける情報の非対称性は緩和される一方で、事務所が業種特化しているのみでは情報の非対称性緩和にはつながらないことを発見した。また、Goodwin and Wu (2014) は、オーストラリアの大手事務所のクライアント企業を対象に、監査報酬プレミアムを獲得できるのは地方事務所とパートナーのどちらの業種特化によるものかを分析した。そして、パートナー・レベルの業種特化が正の監査報酬プレミアムと関係しており、事務所レベルのプレミアムはパートナー・レベルの業種特化をコントロールすると消滅することを明らかにした。そして Hsieh and Lin (2016) は、台湾の大手事務所のクライアント企業を対象に、業種特化と新規のクライアントとの監査契約の締結との関係を分析した。彼らの分析は、業種に関する知識の多い業種特化した事務所ほど、リスクの高いクライアントとは新たな監査契約を締結せず、もって健全なクライアント・ポートフォリオを構築しているという先行研究の結果を基礎としている。このような傾向が、実際にはパートナーの業種特化による影響であるか否かを分析し、リスクの高いクライアントを引き受けないという傾向は、事務所よりもパートナーの業種特化とより強く関係していることを発見した。以上3つの研究は、先行研究で観察されていた業種特化の効果は、パートナーによる影響によって捉えられることを示している。

上記のような事務所レベルでの業種特化との関係での分析ではないが、パートナーの業種特化を分析した研究に Liu et al. (2017) と Garcia-Blandon and Argiles-Bosch (2017) がある。Liu et al. (2017) は、新たに監査契約を受嘱した初年度の監査品質が低下するという先行研究の結果を前提に、台湾企業を対象として、業種特化したパートナーであればこの問題が軽減されるかを分析した。また、彼女らの研究では、ある業種におけるパートナーの占有度合いだけでなく、当該パートナーのクライアント・ポートフォリオに占める割合が高い業種

(portfolio-concentration) のクライアントであるかという、異なる視点から捉えた業種専門化の指標との組み合わせを考えている。そして、受嘱初年度の監査品質が低下するのは、これら2つの視点から捉えた業種の専門化をしていないパートナーが担当である場合であることを発見した。一方、Garcia-Blandon and Argiles-Bosch (2018) は、業種特化しているパートナーの監査品質は高いという先行研究の一般的な結果が、スペインにおいても観察されるかを分析した。市場環境や制度が異なれば、同じ検証をしても異なる結果がもたらされる可能性があることを考慮した分析である。結果の頑健性を確保するために、業種特化指標も監査品質指標も複数の方法で測定されているが、Garcia-Blandon and Argiles-Bosch (2018) の分析結果は、いずれの組み合わせの場合でも、スペインにおいてパートナーの業種特化と監査の品質には有意な関係がないことを示していた。以上の結果は、パートナーの業種特化は監査品質を高めるという一般的な傾向を示しているものの、その傾向は市場環境等に依存するという含意も有している。

最後に、専門化という意味で分析対象に共通性のある Ittonen et al. (2015) と Chen et al. (2017) をみておく。Ittonen et al. (2015) は、法令によって非公開企業に対しても広く財務諸表監査が求められるフィンランドを対象とし、パートナーの公開企業に対する監査経験が監査品質に影響を及ぼすかを検証した。具体的には、前年にパートナーが監査を担当していた公開企業のクライアント数と、当該パートナーの当年における監査品質（異常会計発生高）の関係を分析したのである。非公開企業に比べ、訴訟リスクが高く、評判に関する意識が高くなるという公開企業の監査の特質に彼らは注目しており、「業種」ではなく、「公開企業」というドメインへの専門性が分析対象である。そして、Ittonen et al. (2015) は前年度に公開企業の監査をより多く担当しているパートナーほど監査品質が高いことを明らかにした。ただし、この傾向は、公開企業のクライアントが7社以上になると比例的には監査品質との関係がなくなり、パートナーとしての経験が浅い場合に有意に観察されている。一方、Chen et al. (2017) は、中国の大手事務所のパートナーを対象に、海外での勤務経験と監査品質の関係を分析した。海外での勤務経験は様々な企業に対する対応能力や、多様な経験をパートナーにもたらしため、パートナーの能力向上につながる事が期待される。つまり、Chen et al. (2017) は海外経験というドメインの専門性を分析対象にしたのである。そして、海外での勤務経験がある（またはその年数が長い）ほど、監査品質（利益調整、修正監査意見）は高く、より高い監査報酬を受け取っていることを明らかにした。Ittonen et al. (2015) と Chen et al. (2017) のような分析視点は、業種以外のドメインに対する「専門化」にも研究視点を広げる重要性を示唆している。

2.4 監査専門要員の交代・離職 (AQI 8)

PCAOB (2015) においてこの指標は、監査人の交代を、退職や監査実務から離れた場合も含めて定量化することを想定している。一般に、監査人の交代が生じると、クライアントに固有の情報が失われるため、監査品質は低下すると考えられており、実際に学術研究でもそれと整合する結果が蓄積されている。ただし、交代は事務所とパートナー・レベルの両方で起こり得るものであり、監査品質の低下を示す結果は、圧倒的に事務所の変更に關する研究で多く示されている。パートナーの交代による影響については、幾つかの先行研究があるが、本稿でのレビュー対象となる期間に公表された研究には、Huang et al. (2015) がある。

Huang et al. (2015) が分析対象としたのは、事務所レベルでの問題として議論されることが多い、監査契約締結時の監査報酬の減額とそれが監査人の独立性に及ぼす影響である。一般に、情報の非対称性やコスト負担の問題があるため、監査人（事務所）の変更はあまり生じない。この状況で、新たなクライアントを獲得しようとする監査人は、初年度の監査に係る報酬を大幅に減額することで魅力を高めて監査契約を獲得し、その後の監査契約を継続して徐々に報酬を上げていくことで、初年度の損失を取り戻すといった戦略にでることがあると言われている。この戦略の問題は、最初の数年間は損失を抱えた状態になるためにクライアントに対して厳しい姿勢が取れず、監査人の交渉力が弱まる（つまり独立性が損なわれる）点にある。Huang et al. (2015) は、中国では監査パートナーによる監査事務所の移動が珍しくない点に着目しながら、事務所変更初年度における監査報酬の減額が監査人の独立性に及ぼす影響を分析している。そして、全てのパートナーの交代を伴う事務所の変更によって、初年度の監査報酬が減額されていること、報酬が減額されたクライアントの監査品質が低いこと（法的制裁を受けやすい、クライアントの利益調整のレベルが高い）を明らかにした。Huang et al. (2015) の研究は、パートナーのみが議論の焦点ではなく、監査事務所とパートナーが（自発的に）同時に変更される場合に生じる問題を扱っているが、監査人の交代というタイミングでパートナーの独立性が危うくなるという問題を浮き彫りにしている。

2.5 品質の評価と報酬・給与 (AQI 14)

PCAB (2015) の指標は、業績評価の高い（または低い）監査要員の割合や個人報酬・給与⁷⁾の増減などを開示することが想定されている。それに対し、先行研究では、監査要員に対する給与の決定要因、給与の多寡と監査品質との関係が分析されている。

Knechel et al. (2013) は、スウェーデンの大手事務所のパートナーを分析対象とし、各パートナーに対する給与の決定要因を分析した。パートナーの給与に関する情報は、税務当局から得⁸⁾ており、同じ事務所内でパートナーが受け取っている給与の差異、及び個別パートナーが受け取る給与の決定要因が検証の対象である。そして、同じ事務所内でパートナーが受け

取る給与の差（①相対的に高額な給与を受け取るパートナーと②相対的に少額の給与を受け取るパートナーの給与の比率）は、事務所の収益性、事務所で勤務する監査要員の規模等によって異なることを発見した。また、個別パートナーの給与については、新たなクライアントの担当、既存クライアントの喪失、会計士としての経験年数、倒産企業に対する GC 意見表明の正確性などによって異なるが、大手事務所内でも決定要因にはばらつきがあることを明らかにしている。

2.6 監査報酬、努力、クライアントのリスク (AQI 15)

PCAOB (2015) によるこの指標の定義は、監査報酬や監査人の労力 (effort) とクライアントのリスクに関する合理的な関係性を捉えようとするものである。クライアントにおけるリスクの多寡は、監査人の労力や受け取る報酬と関連しているはずである。そのバランスが崩れた場合、十分な監査が行われなかったり、監査人の独立性が損なわれることで、監査の品質が低下するおそれがある。この種の問題意識は、学術研究においても広く共有されており、研究の蓄積も多い。ただし、本稿において分析対象とした期間・研究のタイプでは、関連する研究は Hossain et al. (2016) のみであった。

Hossain et al. (2016) は、パートナーと担当クライアントにおける監査委員会との関係性に注目し、クライアントの重要性がパートナーの独立性に及ぼす影響を分析した。パートナーも監査委員会も、複数の企業と関わりを持つことが少なくない。そして、パートナーの立場でみた場合、2つ以上の担当クライアントにおいて、同じ取締役が監査委員であるという状況が生じる。この状況において、あるクライアントに対して厳しい立場で監査を行うことが取締役に嫌気された場合、パートナーはそれ以外のクライアントも失うリスクがある。このリスクを分析対象とし、Hossain et al. (2016) はオーストラリア企業のサンプルを利用して、同じ取締役が監査委員である複数のクライアントからパートナーが受け取る監査報酬の重要性（パートナーが担当する全体クライアントから受け取る報酬に対する割合）が高いほど、監査品質（GC の開示、異常会計発生高）が低いことを発見した。

2.7 継続企業に関する問題の適時な報告 (AQI 25)

Chen et al. (2016) は、継続企業の前提に関する疑義を含む監査報告書の修正 (modification) に関連するオピニオン・ショッピングがパートナー・レベルで行われているか否かを分析している。PCAOB (2015) は GC の適時性を議論しているため、Chen et al. (2016) とは少し属性が異なるが、GC 意見の適切性という意味で親和性があるため、Chen et al. (2016) をここで取り上げることにする。

オピニオン・ショッピングとは、クライアントが限定や修正のないクリーンな監査意見

(無限定適正意見)を求めて、監査人を変更するという監査実務を表する用語である。何らかの修正や限定のある監査意見は、当該企業そのもの、または作成された財務諸表に問題があることをシグナルすることになるため、企業側としては、なるべく受け取りたくない。そこで、企業はクリーンな意見を出すように現在の監査人に圧力をかけるが、それがうまくいかなければ、望む監査意見を出してくれる監査人に変更する可能性がある。

オピニオン・ショッピングは、一般に監査事務所の変更を伴うものとして議論されてきたが、Chen et al. (2016) は、同じ事務所でパートナーが交代した場合でも、オピニオン・ショッピングが生じる可能性に着目した。Chen et al. (2016) は中国を分析対象にしているが、その強みとして、監査や財務報告制度という点で未発達の市場を分析対象にすることで、事務所内での品質管理が十分でないことや、監査の品質維持に対する意識がそれほど高くないことを前提にした分析が可能となる点を主張している。そしてChen et al. (2016) は、中国においてパートナー・レベルでのオピニオン・ショッピングが存在することを発見した。また、その傾向は、①事務所にとって重要性の高いクライアントの方が強く、②パートナー相互間の牽制力が強くなりやすいパートナーシップ型の事務所ほど弱い、ことも明らかにされた。Chen et al. (2016) では、法令によるパートナーの強制的ローテーションが行われたサンプルは分析から除外されている。そのため、彼らの結果は、定期的なローテーションとは異なる頻度でパートナーの交代がある場合、オピニオン・ショッピングが生じている可能性に注意が必要であることを示している。

3 監査パートナー名の開示に関連する実証研究

本節では、監査報告書におけるパートナー名の開示と関わりが強い先行研究をレビューする。3.1節では、パートナー名の開示制度の効果を検証することを意図した先行研究をレビューし、続く3.2節と3.3節では、パートナー名が公表されることで議論が進展した研究分野の先行研究をレビューする。具体的には、3.2節で「パートナーが異なれば監査の品質は異なるか」、という根本的な問いに答えようとする研究、一方の3.3節はその疑問の先にある、「何に起因してパートナーの監査品質は異なるのか」という疑問に答えようとする研究をそれぞれレビューしている。

3.1 パートナー名開示の影響に関する分析

第1節でも述べたように、日本、中国(台湾)、オーストラリア等を除き、各国の監査報告書では歴史的に監査事務所名のみが開示され、当該監査業務に対して究極的な責任を負うパートナーの名前は公表されてこなかった。Carcello and Li (2013) と Blay et al. (2014) は、研究が公表された当時はまだアメリカで議論の渦中にあったパートナー名の公表に関して、

イギリス市場とオランダ市場におけるそれぞれの分析結果を提示し、もってその議論に対して貢献した研究である。

Carcello and Li (2013) は、2009年4月からパートナー名が監査報告書に示されるようになったイギリスを対象に、パートナー名の公表によるコストとベネフィットという観点で分析を行った。ベネフィット面としては、パートナーの説明責任が上昇したことにより、より厳格な監査が行われるようになることを前提に、利益調整の抑止効果や限定意見が表明される傾向が高まったか、また、その結果として利益の情報内容（利益反応係数）が高まったかが分析されている。一方、コスト面では監査報酬が増加したか否かが分析された。そして、イギリス企業に関する2009年4月前後での比較、及び同じ期間について、アメリカ企業（パートナー名が継続的に開示されていない国）、ヨーロッパ諸国の企業（パートナー名が継続的に開示されていた国）とも比較し、ベネフィットとコスト両側面で有意な結果を得た。すなわち、パートナー名の公表によるベネフィットとしては、利益調整が抑止され、限定付意見が公表される傾向が高まり、ERCが高くなった。また、コスト面についても、パートナー名の公表により、監査報酬が増加したことが明らかにされたのである。

一方のオランダ市場を分析対象とした Blay et al. (2014) は、Carcello and Li (2013) とは異なる結果を得ている。Blay et al. (2014) は、イギリスよりも先んじてパートナー名の公表を制度化したオランダの分析を中心に、Blay et al. (2014) の分析期間（2003-2008年）にはまだ制度化されていなかったイギリス市場をコントロールした分析を行った。そして、パートナー名の公表前後で、会計発生高の品質や利益調整の程度といった財務報告の品質に変化はないという結果をえたのである。彼らの分析は、オランダ企業を分析対象にしているため、それが Carcello and Li (2013) と異なる結果をもたらした原因であるのかもしれない。⁹⁾

3.2 パートナーが監査の品質に及ぼす影響

これまでの研究成果により、監査事務所ネットワークや地方事務所によって監査の品質が異なるという数多くの証拠が蓄積されてきた。例えば、大手事務所ほど監査の品質が高いという考え方は、今ではほぼ受け入れられており、監査品質を分析対象にする時には、必ずと言っても良いほど、コントロールされる要因である。本項では、これまで議論の中心であった監査事務所や、地方事務所レベルではなく、パートナー・レベルでの分析をレビューする。つまり、監査人によって監査の品質が異なるか、という課題を、「人」という最小の単位で分析したものである。

まず、パートナーごとに監査の品質が異なるかという問題を、Wang et al. (2015) と Li et al. (2017) は、問題のある監査を実施したパートナーは、再び問題を起こしやすいか、という観点で分析している。両研究とも、中国を分析対象としており、クライアントによる財務

諸表の修正再表示が生じた場合、当該財務諸表に対する監査は問題であったと考える点も同じである。両研究の相違は、Wang et al. (2015) がパートナーの過去に担当したクライアント全体に対する修正再表示企業の割合と、当該パートナーによる将来の監査品質との関係を問題にしているのに対し、Li et al. (2017) は担当クライアントが修正再表示をした同年または翌年以降に、当該パートナーが担当するクライアントに対する監査品質を問題にしている点である。両研究とも、実証結果のインプリケーションは類似しており、修正再表示を行ったクライアントを担当していたパートナーは、別の担当クライアントを担当した場合にも、それらのクライアントが修正再表示を行う（異常会計発生高が大きい）傾向にあるという。

続いて、パートナーの「品質」ではなく「傾向」に注目した Knechel et al. (2015) をみていこう。彼らは、スウェーデンを対象に、パートナーに保守的や反保守的といった一定の傾向があるかを分析した。例えば、GC について、倒産した企業に対して事前に GC を開示していなければ、そのパートナーは反保守的であるし、倒産しない企業に対して GC を開示していれば、そのパートナーは保守的であると考えられる。ある定点においてこのような判断は可能であるが、彼らの分析視点は、保守的/反保守的という傾向が、あるパートナーについて継続的に観察されるか否かである。Knechel et al. (2015) は、GC 開示傾向や異常会計発生高との関係を分析し、GC 開示における保守性/反保守性は継続すること、そして GC 開示において保守的（反保守的）なパートナーのクライアントは、異常会計発生高が小さく（大きく）なることを明らかにした。

最後に、パートナーの品質に関する市場等での評価についての研究をレビューする。まず、Aobodia et al. (2015) は、台湾を対象に、1995-2010年までの分析期間を2つに分け、最初の11年間のデータでパートナーが利益調整を抑止できている程度を固定効果を用いて推定し、これを当該パートナーの監査品質指標として用いた。そして、残りの5年間の分析期間において、当該監査品質指標が、より高い ERC、IPO 時のより低いアンダープライシング、より有利な債務契約の条件（利息等）に関係していることを明らかにした。また、パートナーの交代に関するアナウンスがあった場合、パートナーの品質が高まる場合には、アナウンス日後の株価が有意に高くなることも発見された。一方、He et al. (2016) は、市場におけるパートナーの評判に関する研究である。たとえ自分の担当していないクライアントであっても、1つの監査の失敗が事務所の評判を大きく損ない、それがきっかけとなって監査事務所が崩壊するという流れは、中国のみならず、日本も含めた他国でも観察されている。He et al. (2016) の研究課題は、同じ事務所に属する粉飾企業を担当していないパートナーに関して、評判の失墜という影響が観察されるかである。彼らの分析結果によれば、粉飾には関与していないが崩壊した事務所にいたパートナーが移動する事務所の規模は小さく、移動後の

担当クライアント数は減少し、そこで受け取る監査報酬も少なくなるという。また、これらのパートナーが担当したクライアントの ERC は事務所の崩壊後に低下している。ここでレビューした研究はいずれも、パートナーが異なれば監査の品質は異なること、市場や情報利用者はそれを認識していることを明らかにしている。

3.3 パートナーの要因が監査品質に及ぼす影響

3.2 節でのレビューにより、先行研究では一般に、パートナーによって監査品質が異なることを示す結果が得られていることがわかった。それでは、パートナーによって監査品質が異なる背景には、どのような要因が考えられるであろうか。本項では主に、性別や社会的なつながりといった、会計士という職業とは基本的に独立の、個人の属性が及ぼす影響を検討する。

3.3.1 性別

心理学や行動経済学の分野における研究蓄積により、性別の違いによる影響が明らかになっている。これらの発見事項を基礎として、パートナーの性別の違いが、監査実務に及ぼす影響を分析する研究がいくつかある。例えば、Ittonen et al. (2013) は、男性と女性では、認知情報処理プロセス、勤勉さ、保守性、自信過剰、リスク許容度などが異なるため、それが監査のプロセスや判断、ひいては監査済み財務諸表の品質にも影響を及ぼすと考え、その関係を分析した。具体的には、スウェーデンとフィンランドを対象に、女性パートナーが監査報告書にサインしているか、及び業務パートナーに占める女性パートナーの割合とクライアントの会計発生高指標（異常会計発生高と会計発生高の品質）の関係を分析したのである。用いる指標によって結果はやや異なっているが、Ittonen et al. (2013) の結果は全体として、女性パートナー（割合が高い）ほど、クライアントの会計発生高指標の質が高い傾向にあることを示していた。

女性パートナーと監査の品質との関係については、他にも Hardies et al. (2016) と Karjalainen et al. (2018) による研究がある。Hardies et al. (2016) は、非公開であるベルギー企業のうち、財務的困窮企業を対象に、パートナーの性別と GC 開示の関係を分析した。そして彼らは、女性のパートナーであるほど、GC が開示される傾向にあり、さらに、クライアントの①重要性が高い場合、②リスクや不確実性が高い場合ほど、男性よりも女性パートナーは GC を開示することを発見した。一方、Karjalainen et al. (2018) は、フィンランドの公開・非公開企業を対象にし、修正意見（modified audit opinion）の開示について、パートナーの交代と関連させて分析している¹¹⁾。そして彼らは、女性パートナーほど、交代後に修正意見を出しやすく、前年に修正意見が出されているクライアントには、継続的に修正意見を

出しやすいという傾向を発見した。

パートナーの性別が及ぼす影響については、監査報酬の観点でも分析されている。例えば、勤勉さや保守性という女性の性質は、監査業務に対する投入量（つまり監査のインプット、監査人のエフォート）を増やすことになり、監査報酬の増加につながる（Hardis et al., 2015）。Hardis et al. (2015) は、ベルギー企業を分析対象として、女性パートナーは男性パートナーよりも受け取る監査報酬が多いことを明らかにした。また、Nekhili et al. (2018) はフランスを対象に、パートナーが男性同士の組み合わせと、女性と男性の組み合わせの場合で、報酬が異なるかを分析している。つまり、彼らの分析はパートナーの性別そのものというよりも、性別の多様性が分析対象となっている。そしてNekhili et al. (2018) は、男性同士よりも、女性と男性の組み合わせの方が監査報酬は高くなり、その関係は、会計基準の適用において複雑性が増すIFRSを適用しているクライアントほど強くなることを発見した。以上の、女性パートナーと監査品質及び監査報酬の関係についての先行研究は、全体として、女性パートナーによる監査は品質が高いか保守的な傾向にあること、及び女性パートナーの関与によって監査報酬が増加することを示している。

3.3.2 社会的つながり (social tie)

人は、様々な社会的つながりを持っている。同郷や同窓であること、あるいは同じ企業で働いていた経験など、様々な形態がある。社会経済学分野の学術研究を発祥として、そのようなつながりがビジネスで利用された場合、どのような帰結がもたらされるか、に注目が集まった。この流れは監査分野にも広がり、「人」が単位となるパートナーに焦点を置いた研究でも取り上げられるようになった。それが、Guan et al. (2016) と He et al. (2017) である。両研究とも、一般に公表された情報から社会的つながりを特定可能な中国を分析対象としている。社会的つながりがビジネスの場でどのような帰結をもたらすかについては、2通りの考え方がある。関係者間の情報の非対称性を緩和するため、業務等の効率性をもたらすという好意的な帰結を想定するものと、馴れ合いや、判断における歪みをもたらすという否定的な影響を想定するものである。

監査パートナーを分析対象としたGuan et al. (2016) と He et al. (2017) は、ともに、卒業した大学に基づくつながりが監査品質にどのような影響をもたらすかを分析している。Guan et al. (2016) と He et al. (2017) の違いは、Guan et al. (2016) が企業幹部 (executives) とパートナーのつながりに着目しているのに対し、He et al. (2017) は監査委員会とパートナーのつながりを分析している。両研究では、監査の帰結について複数の指標を用いており、監査意見の内容、財務報告の歪み、監査報酬を選択しているという点で共通しているが、財務報告の歪みとしてGuan et al. (2017) は異常会計発生高を用い、He et al. (2016) は決算

の修正を用いている。このように、Guan et al. (2016) と He et al. (2017) は分析対象や用いている指標に相違点があるものの、析出された結果は同質であった。すなわち、企業幹部または監査委員会に大学が同窓である人物がいる場合、企業に対して好意的な（厳しくない）監査意見が出される一方で、問題のある財務報告が起こりやすく、監査報酬が高い傾向にあるという結果である。ともに中国市場に関する結果であり、国際的な市場に対して一般化する場合には注意を要するが、彼女らの結果は、企業側との社会的つながりをもっているパートナーの監査品質が低いことを示している。

3.3.3 その他の属性

本節では、パートナーの属性の違いが監査の品質に及ぼす影響を明らかにするため、3.3.1 節では性別を、3.3.2 節では社会的つながりを分析対象にしている研究をレビューした。しかし、実際には、結果的に監査品質に違いをもたらすようなパートナーの属性として考えられる要因はこれ以外にも存在する。Gul et al. (2013) は、中国のデータを用いて、パートナーに関する複数の要因をとり上げて分析対象にしている。具体的には、教育（学位の取得）、性別、大手事務所での経験、生年、事務所での職位、所属政党が分析対象となっている。まず、Gul et al. (2013) は監査の結果の側面から捉えられる監査品質指標を複数特定し（修正意見の表明、クライアントの利益調整など）、それらを従属変数、パートナーの定数項とコントロール変数等を独立変数とする回帰モデルから、各パートナーの監査品質指標を推定した。そして、推定された監査品質指標と、上にあげた6つの要因との関係を分析したのである。分析の結果、①修士の学位を有している、または中国共産党に関係しているパートナーは、会計において反保守的（aggressive）なスタンスをとること（例：クライアントの利益増加型の裁量行動を容認する）、②欧米式の教育を受けた年代である、または大手事務所での経験があるパートナーは保守的なスタンスをとることを明らかにしたのである。

また、これまでに他の観点からレビュー対象とした研究の中には、パートナーの属性の違いを考慮し、本節での議論に示唆のある結果を提示しているものもある。例えば、Sundgren and Svanström (2014) は、パートナーの年齢が高いほど倒産企業に対してGCが開示されないという意味で、監査の品質が低い傾向にあることを示す結果を提示しているし、Li et al. (2017) はパートナーが男性、修士号を取得していない、会計専攻でない、経験が浅いのいずれかである場合に、複数の問題ある監査に関与する傾向が強いことを発見している。

以上、本節でレビューした論文の結果によると、パートナーの個人属性が監査品質に影響を及ぼすと考えられる。ただし、性別や社会的つながりという観点からの分析は幅広く行われているものの、その他の属性については証拠の蓄積が浅い。また、属性という観点から一括りに議論したが、分析対象となっている要因には、性別や年齢のようなパートナー自身が

コントロールできないものもあれば、社会的つながりや政党のように、パートナーによって操作できるものもあり、論点を十分に整理できていないところもある。いずれの側面にスポット・ライトを当てても、公表されたアーカイバル・データを用いた検証は困難な分析課題であるが、今後も分析の進展が期待されるところである。

4 展 望

本稿でのレビューは、今後の日本における監査研究に対して示唆があると思われる。日本では、かねてより監査報告書に業務パートナーの名前が公表されているが、当該情報を用いた実証分析は限られている。国際的なパートナー・レベルでの分析は、まだ成長過程にあり、今後も発展が期待される。長期的なデータの入手可能性等で制約のある他の一般的な先進国に比べ、日本は、パートナー・レベルでの分析について、研究のセッティングとしてのアドバンテージがある。本稿でレビューした先行研究では十分に組み込まれていない、または未解決の問題を日本の市場を対象に解明していくことは、日本企業に関する研究の国際的な発展に繋がっていくものと期待される。

注

本研究はJSPS 科研費 JP17H04783 の助成を受けたものです。

- 1) Lennox and Wu (2018) で言及された各論文に加えて、彼らが主たる分析対象とした7つの学術雑誌 (The Accounting Review, Journal of Accounting and Economics, Journal of Accounting Research, Contemporary Accounting Research, Review of Accounting Studies, Accounting, Organization, and Society, Auditing: A Journal of Practice & Theory) に European Accounting Review, Journal of Accounting, Auditing, and Finance, Journal of Business Ethics, Journal of Business, Finance & Accounting, Journal of International Auditing を追加 (Lennox and Wu (2018) によって網羅性はないが追加的に参照された論文が収録されている雑誌が中心) した雑誌をレビューの対象とした。各雑誌の検索機能を用いて “audit partner” というキーワードで検索し、2018年末までに公刊された雑誌に掲載された論文を抽出している。
- 2) AQI 開示に関する国際的な潮流や PCAOB (2015) による AQI 開示の背景については町田 (2017) が詳しい。
- 3) アメリカの非営利目的組織には、定期的なパートナーの交代は求められていないため、彼らの結果から、強制的なパートナー・ローテーションの是非は議論できない。
- 4) Azizkhani et al. (2013) は、ローテーションが強制となった2003年以後のみも分析しているが、その場合にはU字型の非線形で有意な関係は観察されていない。
- 5) Chi et al. (2017) は特定クライアントに対するテニユア (上場前からの換算) と監査品質との関係も分析対象にしており、テニユアが長いほど異常会計発生高と利息は小さくなることを明らかにしている。なお、Chi et al. (2017) は、台湾においてパートナーのローテーションが強制になる前の期間を分析対象としている。

- 6) 測定方法としては、クライアント数を用いるケースが一般的であるが、売上高や総資産、監査報酬等、クライアントの規模に関連する変数でウェイト付けした占有度が用いられる場合もある。
- 7) 以下では、「監査報酬」との区別も考え、便宜的に監査要員に支払う報酬と給与を「給与」と称すことにする。
- 8) Knechel et al. (2013) から、当該情報が完全な公表情報であるか秘匿情報であるのかを判別することができなかったが、彼らが用いているその他の情報は公開情報であることから、本稿でのレビューの対象としている。
- 9) ただし、Blay et al. (2014) の研究では、因果関係の特定により強みを持つ差の差 (difference in difference; DID) の分析スタイルが取られていないため、DID を適用した Carcello and Li (2013) よりも結果の信頼性が劣ることに言及しておく。
- 10) スウェーデンとフィンランドでは、1 人以上のパートナーが 1 つの業務にアサインされる。
- 11) Karjalainen et al. (2018) によると、フィンランドでは、財務諸表情報がミスリーディングである場合、または企業の運用 (administration) が適切でない (poorly) である場合に、監査意見が限定されたり、不適正意見が出されるという (p.451)。また、Karjalainen et al. (2018) は、限定意見または不適正意見を修正意見として定義している。

引用文献

- Aobdia, D., C.-J. Lin, and R. Petacchi. 2015. "Capital market consequences of audit partner quality." *The Accounting Review*, 90 (6): 2143-2176.
- Azizkhani, M., G. S. Monroe, and G. Shailer. 2013. "Audit partner tenure and cost of equity capital." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 32 (1): 183-202.
- Blay, A. D., M. Notbohm, C. Schelleman, and A. Valencia. 2014. "Audit quality effects of an individual audit engagement partner signature mandate." *International Journal of Auditing*, 18 (3): 172-192.
- Cahan, S. F. and J. Sun. 2015. "The effect of audit experience on audit fees and audit quality." *Journal of Accounting, Auditing, and Finance*, 30 (1): 78-100.
- Carcello, J. V. and C. Li. 2013. "Costs and benefits of requiring an engagement partner signature: Recent experience in the United Kingdom." *The Accounting Review*, 88 (5): 1511-1546.
- Chen, F., S. Peng, S. Xue, Z. Yang, and F. Ye. 2016. "Do audit clients successfully engage in opinion shopping? Partner-level evidence." *Journal of Accounting Research*, 54 (1): 79-112.
- Chen, X., Y. Dai, D. Kong, and W. Tan. 2017. "Effect of international working experience of individual auditors on audit quality: Evidence from China." *Journal of Business, Finance, and Accounting*, 44 (7-8): 1073-1108.
- Chi, W., L. A. Myers, T. C. Omer, and H. Xie. 2017. "The effect of audit partner pre-client and client-specific experience on audit quality and on perceptions of audit quality." *Review of Accounting Studies*, 22 (1): 361-391.
- Chin, C.-L., W.-R. Yao, and P.-Y. Liu. 2014. "Industry audit experts and ownership structure in the syndicated loan market: At the firm and partner levels." *Accounting Horizons*, 28 (4): 749-768.
- DeFond, M. and J. Zhang. 2014. "A review of archival auditing research," *Journal of Accounting and Economics*, 58 (2-3): 275-326.

- Fitzgerald, B. C., T. C. Omer, and A. M. Thompson. 2018. "Audit partner tenure and internal control reporting quality: U. S. evidence from the not-for-profit sector." *Contemporary Accounting Research*, 35 (1): 334-364.
- Garcia-Blandon, J. and J. M. Argiles-Bosch. 2018. "Audit partner industry specialization and audit quality: Evidence from Spain." *International Journal of Auditing*, 22 (1): 98-108.
- Goodwin, J. and D. Wu. 2014. "Is the effect of industry expertise on audit pricing an office-level or a partner-level phenomenon?" *Review of Accounting Studies*, 19 (4): 1532-1578.
- Goodwin, J. and D. Wu. 2016. "What is the relationship between audit partner busyness and audit quality?" *Contemporary Accounting Research*, 33 (1): 341-377.
- Guan, Y., L. Su, D. Wu, and Z. Yang. 2016. "Do school ties between auditors and client executives influence audit outcomes?" *Journal of Accounting and Economics*, 61 (2-3): 506-525.
- Gul, F. A., D. Wu, and Z. Yang. 2013. "Do individual auditors affect audit quality? Evidence from archival data." *The Accounting Review*, 88 (6): 1993-2023.
- Hardies, K., D. Breesch, and J. Branson. 2015. "The female audit fee premium." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 34 (4): 171-195.
- Hardies, K., D. Breesch, and J. Branson. 2016. "Do (fe)male auditors impair audit quality? Evidence from going-concern opinions." *European Accounting Review*, 25 (1): 7-34.
- He, X., J. Pittman, and O. M. Rui. 2016. "Reputational implications for partners after a major audit failure: Evidence from China." *Journal of Business Ethics* 138 (4): 703-722.
- He, X., J. A. Pittman, O. M. Rui, and D. Wu. 2017. "Do social ties between external auditors and audit committee members affect audit quality?" *The Accounting Review*, 92 (5): 61-87.
- Hossain, S., G. S. Monroe, M. Wilson, and C. Jubb. 2016. "The effect of networked clients' economic importance on audit quality." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 35 (4): 79-103.
- Hsieh, Y.-T. and C.-J. Lin. 2016. "Audit firms' client acceptance decisions: Does partner-level industry expertise matter?" *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 35 (2): 97-120.
- Huang, H.-W, K. Raghunandan, T.-C. Huang, and J.-R. Chiou. 2015. "Fee discounting and audit quality following audit firm and audit partner changes: Chinese evidence." *The Accounting Review*, 90 (4): 1517-1546.
- Ittonen, K., K. Johnstone, and E.-R. Myllymäki. 2015. "Audit partner public-client specialization and client abnormal accruals." *European Accounting Review*, 24 (3): 607-633.
- Ittonen, K. and Trønnes, P. C. 2015. Benefits and costs of appointing joint audit engagement partners." *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 34 (3): 23-46.
- Ittonen, K., E. Vähämaa, and S. Vähämaa. 2013. "Female auditors and accruals quality." *Accounting Horizons*, 27 (2): 205-228.
- Karjalainen, J., M. Niskanen, and J. Niskanen. 2018. "The effect of audit partner gender on modified audit opinions." *International Journal of Auditing*, 22 (3): 449-463.
- Knechel, W. R., L. Niemi, and M. Zerni. 2013. "Empirical evidence on the implicit determinants of compensation in Big 4 Audit Partnerships." *Journal of Accounting Research*, 51 (2): 349-386.
- Knechel, W. R., A. Vanstraelen, and M. Zerni. 2015. "Does the identity of engagement partner matter?"

- An analysis of audit partner reporting decisions.” *Contemporary Accounting Research*, 32 (4): 1443-1478.
- Lai, K. M. Y., A. Sasmita, F. A. Gul, Y. B. Foo, and M. Hutchinson. 2018. “Busy auditors, ethical behavior, and discretionary accruals quality in Malaysia.” *Journal of Business Ethics*, 150 (4): 1187-1198.
- Laurion, H., A. Lawrence, and J. P. Ryans. 2017. “U.S. audit partner rotations.” *The Accounting Review*, 92 (3): 209-237.
- Lennox, C. S. and X. Wu. 2018. “A review of the archival literature on audit partners.” *Accounting Horizons*, 32 (2): 1-35.
- Li, L., B. Qi, G. Tian, and G. Zhang. 2017. “The contagion effect of low-quality audits at the level of individual auditors.” *The Accounting Review*, 92 (1): 137-163.
- Litt, B., D. S. Sharma, T. Simpson, and P. N. Tanyi. 2014. “Audit partner rotation and financial reporting quality.” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 33 (3): 59-86.
- Liu, L.-L., X. Xie, Y.-S. Chang, and D. A. Forgione. 2017. “New clients, audit quality, and audit partner industry expertise: Evidence from Taiwan.” *International Journal of Auditing*, 21 (3): 288-303.
- Nekhili, M., F. Javed, and T. Chtioui. 2018. “Gender-diverse audit partners and audit fee premium: The case of mandatory joint audit.” *International Journal of Auditing*, 22 (3): 486-502.
- Public Company Accounting Oversight Board. 2015. *Concept Release on Audit Quality Indicators*.
- Sharma, D. S., P. N. Tanyi, and B. A. Litt. 2017. “Costs of mandatory periodic audit partner rotation: Evidence from audit fees and audit timeliness.” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 36 (1): 129-149.
- Stewart, J., P. Kent, and J. Routledge. 2016. “The association between audit partner rotation and audit fees: Empirical evidence from the Australian market.” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 35 (1): 181-197.
- Sundgren, S. and T. Svanström. 2014. “Auditor-in-charge characteristics and going-concern reporting.” *Contemporary Accounting Research*, 31 (2): 531-550.
- Wang, Y., L. Yu, and Y. Zhao. 2015. “The association between audit-partner quality and engagement quality: Evidence from financial report misstatements.” *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 34 (3): 81-111.
- 高田知実 (2013) 「業務執行責任者の特徴に関する実証研究の考察」『会計』第183巻第6号, 772-784.
- 日本公認会計士協会 (2018) 『監査品質の指標 (AQI) に関する研究報告』.
- 町田祥弘編著 (2017) 『監査品質の指標 AQI』 同文館出版.